

許 可 書

商号又は名称

代表者氏名

許 可 番 号 ( ) 第 号

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第30条の規定に基づき、特定債権等譲受業を営むことを許可する。

なお、許可の有効期間は、許可の日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

# 許 可 書

商号又は名称

代表者氏名

許 可 番 号 ( ) 第 号

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第52条の規定に基づき、小口債権  
販売業を営むことを許可する。

なお、許可の有効期間は、許可の日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名殿

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

許 可 拒 否 通 知 書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

第 号

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名殿

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

許 可 拒 否 通 知 書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

更 新 許 可 書

商号又は名称

代表者氏名

許 可 番 号 ( ) 第 号

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第35条第1項の規定に基づき、特定債権等譲受業を営むことについて更新を承認する。

なお、許可の有効期間は、許可の日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

更 新 許 可 書

商号又は名称

代表者氏名

許 可 番 号 ( ) 第 号

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第54条において準用する同法第35条第1項の規定に基づき、小口債権販売業を営むことについて更新を承認する。

なお、許可の有効期間は、許可の日から起算して6年とする。

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名殿

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の特定債権等譲受業の更新許可申請については、  
下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法  
律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

平成 年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名殿

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

更新許可拒否通知書

平成 年 月 日付の小口債権販売業の更新許可申請については、下記理由により拒否したので通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に主務大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

変 更 認 可 書

商号又は名称  
代表者氏名

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第36条の規定に基づき、下記事由による変更を認可する。

記

変更事由

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印

変 更 認 可 書

商号又は名称  
代表者氏名

特定債権等に係る事業の規制に関する法律第54条において準用する同法第36条の規定に基づき、下記事由による変更を認可する。

記

変更事由

平成 年 月 日

金融監督庁長官 印

通商産業大臣 印